

「おいしいならジビエ提供店登録制度」の概要

- ◎ 県内産の野生獣肉（猪肉や鹿肉、いわゆるジビエ）の利用拡大を図るため、「ならジビエ料理」を提供する飲食店を登録する制度です
- ◎ 登録店の情報は県のホームページに掲載するほか、各種メディアやイベントを通じて積極的にPRします

「ならジビエ」について

- ・ 奈良県内で捕獲されたイノシシおよびニホンジカの肉
- ・ 食品衛生法等の法令を遵守した施設で処理されたもの
- ・ 捕獲場所や捕獲者、解体処理日等が明らかなもの
- ・ 人の食用とするもの

「ならジビエ料理」について

- ・ 食品衛生法等の法令を遵守した飲食店等で調理されたもの
- ・ 食材として用いるイノシシおよびニホンジカの肉が、全てならジビエであるもの



【登録基準】

以下の基準を満たす飲食店（宿泊施設を含む）を「おいしいならジビエ提供店」として登録します

1. 県内に所在する飲食店等、もしくは奈良県にゆかりのある飲食店等であること
2. 食品衛生法等の関係法令を遵守していること、およびならジビエの生肉を提供していないこと
3. 日常的又は定期的に営業していること
4. ならジビエ料理の提供を年間3か月以上実施していること
5. ならジビエの利用状況（仕入れ先や使用量等）や、ならジビエ料理の提供状況（料理名や提供食数等）に関する情報を、定期的に県に報告すること
6. ならジビエに関する情報発信に協力すること

【「ならジビエ」シンボルマーク】

おいしいならジビエ提供店は、PR等に使用可能



<商標登録 H29.9.22>

【登録するには?】

「登録申請書」を奈良県食農部豊かな食と農の振興課（下記）に提出してください。

（登録規程や申請書はホームページに掲載しております）
（郵送、FAX、メール、持参のいずれの方法でも構いません）

【注意事項】

- 本登録制度は、「ならジビエ」を利用している飲食店が対象です
 - ・ 食品衛生法上の営業許可（食肉処理業等）を取得していない事業者から購入したジビエは「ならジビエ」にあたらないため、これらを利用している飲食店は登録対象となりません。
 - ・ 食品衛生法上の営業許可を取得している事業者から購入しているジビエであっても、購入時に事業者を確認をとるなど、「ならジビエ」であることを明らかにした上で利用をお願いします。
- 登録期間は最長約2年間です（登録日の翌々年度の5月31日まで、更新可）
- 年に1度、実績報告をお願いします
 - ・ 各年度のならジビエの利用量や、ならジビエ料理の提供状況等を取りまとめ、毎年5月末までに奈良県食農部豊かな食と農の振興課までご報告頂きます

【お問い合わせ先・各種申請書提出先】

奈良県 食農部
豊かな食と農の振興課 企画係
〒630-8501 奈良市登大路町30
TEL: 0742-27-5424 FAX: 0742-26-6211
ホームページ: <http://www.pref.nara.jp/44625.htm>（「ならジビエ」で検索）

